



栃木県公報

平成29年
6月19日(月)
号外
第24号

目 次

条 例

○職員の退職手当に関する条例の一部改正	1
○職員の育児休業等に関する条例の一部改正	3
○栃木県県税条例の一部改正	4
○栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部改正	6

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第25号）

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、所要の規定の整備をすることとしました。（第12条及び附則第31項関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部改正（栃木県条例第26号）

- 1 人事院規則19-0（職員の育児休業等）の改正に鑑み、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情等を明確化するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第3条、第4条及び第11条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第27号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあっては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる当該専有部分の床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正すること等としました。（第73条及び第74条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部改正（栃木県条例第28号）

- 1 独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正す

る。

第十二条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第十二条第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

31 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十二条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照ら相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基して再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うこと準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導が適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

行うことが適当であると認めたもの

とする。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第十一項第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第十二条第十項(第二号に係る部分に限り、新退職手当条例附則第三十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)であつて職員の退職手当に関する条例第十二条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)第四条の規定による改正後の職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号。以下「改正後職業安定法」という。)第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新退職手当条例第十二条第十一項(第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十二条第十五項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する日以後である場合について適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園において保育を受けること又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事課)

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十七号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があった」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あった」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分と」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）と」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等に」を「程度その他法施行規則第七条の三第一項に定める事項に」に、「法施行規則第七条の三」を「同条第二項から第四項まで」に、「の区分所有者」を「に規定する区分所有者（次項及び第六項において「区分所有者」という。）」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により^あ按分して」に改め、同条第八項中「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があった」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があった場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該専有部分の属する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号（構造耐力）に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項及び次項において「専有部分の属する居住用超高層建築物」という。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定め

る専有部分の床面積の当該専有部分の属する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他法施行規則第七条の三の二第一項に定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同条第二項及び第四項に定めるところにより当該割合を補正した割合。ただし、当該専有部分の属する居住用超高層建築物に係る区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を知事に申し出て、かつ、知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法により当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第三条（区分所有者の団体）に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を法施行規則第七条の三の二第三項及び第五項に定めるところにより補正した当該専有部分の床面積。ただし、当該専有部分の属する居住用超高層建築物に係る区分所有者の全員が当該専有部分の属する居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（同条第三項の補正を行わないこととするものを含む。）を知事に申し出て、かつ、知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法により当該専有部分の床面積を補正した専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第七十四条中「前条第四項」の下に「並びに第五項各号列記以外の部分及び同項第一号ただし書」を加える。

第六十一条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附 則

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六十一条第一項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 改正後の第七十三条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下同じ。）のこの条例の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された改正前の第七十三条第四項の一棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以

下「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分等のこの条例の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(税務課)

栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月十九日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第二十八号

栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県高等学校等修学資金貸与条例(平成十四年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「学資金」を「学貸与金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務課)